

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

項目	総合事業の概要(ガイドラインより)	市の基本的な方向性(案)	市が検討を要する事項
1 趣旨	<p>(1)総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。</p> <p>(参考資料①:p9、33、37、43、51) (参考資料④⑤(岡山市の現状))</p>	<p>① 高齢者の状態像等に応じた介護予防・生活支援サービスの実施</p> <p>② 介護予防・生活支援サービスの構築に資する「包括的支援事業の生活支援サービスの体制整備」の実施</p> <p>③ 高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の実施</p> <p>④ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開</p> <p>等より、結果として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加 ・要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等 <p>を目指す。</p>	<p>論点1</p> <p>法改正の趣旨を踏まえ、市の実情に応じた介護予防・生活支援をどのように展開させていくか。</p> <p>検討事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状態像等に応じた多様な介護予防・生活支援の展開方法 ・高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり ・自立支援に向けたサービスの展開方法

市の基本的な方向性(案)と検討を要する事項

2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、○介護予防・生活支援サービス事業、○一般介護予防事業

項目	総合事業の概要(ガイドラインより)	市の基本的な方向性(案)	市が検討を要する事項
<p style="text-align: center;">2 これからの 介護予防</p>	<p>(1)総合事業は、要支援相当の高齢者を対象とする「介護予防・生活支援サービス」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」によって構成される。 (参考資料①:p62,63)</p> <p>(2)機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者の取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。 (参考資料①:p68)</p> <p>(3)元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 (参考資料①:p55)</p> <p>(4)リハ職を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を強化する。 (参考資料①:p55)</p>	<p>①自立支援・介護予防といった理念のもと、高齢者本人の状態像にあった介護予防の実施</p> <p>②リハビリ専門職による生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチを含めた、バランス良いアプローチによる介護予防を推進</p> <p>③介護予防に資する住民主体の身近な通いの場の継続的な拡大や人材育成研修の推進</p> <p>④住民主体の通いの場へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防を推進</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p>論点2</p> </div> <p>高齢者の状態像等に応じた介護予防をどのように展開していけばよいか。</p> <p>検討事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ専門職による短期間に集中した予防サービス ・身近な地域で参加できる通いの場の充実や通いの場を運営する担い手の育成 ・住民と社会福祉法人・NPO等との協働(高齢者施設等の活用) ・通いの場でのリハビリ専門職等の関与

市の基本的な方向性(案)と検討を要する事項

3 新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、○介護予防・生活支援サービス事業

項目	総合事業の概要(ガイドラインより)	市の基本的な方向性(案)	市が検討を要する事項
<p>3 訪問型サービス 通所型サービス</p>	<p>(1) 予防給付の訪問介護と通所介護は総合事業に移行した上で、移行後も国基準の全国一律サービスに加えて、市の実情に応じた独自サービスが実施できる。</p> <p>市は独自サービスを行う場合、訪問介護・通所介護等の人員・運営等に関する独自の基準・単価を定めることができる。 (参考資料①:p40, 41、62、63、参考資料③)</p>	<p>①国基準の現行サービスを継続して提供するとともに、</p> <p>新たに市独自基準・単価の ・訪問型サービス ・通所型サービス</p> <p>を実施。</p>	<p>論点3</p> <p>サービスを利用する高齢者の状態像等に応じ、選択の幅が広がる市独自サービスの基準をどのように定めるか。</p> <p>【サービスの類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービス(国による基準) ・市独自サービス (人員等を緩和した基準、サービス内容に応じた単価)

【参考】単価等(ガイドラインより)

- <現行相当サービス(現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス)>
 - ・ 単価を設定するに当たっては、訪問介護員等による専門的サービスであること、設定する人員基準、運営基準等の内容等を勘案し、地域の実情に応じつつ、国が定める額(予防給付)を上限としつつ、ふさわしい単価を定めることが望ましい。
 - ・ 単価は、月当たりの包括単価とする場合の他、利用1回ごとの出来高で定めることができる。
- <緩和した基準によるサービス(指定事業者によるサービス提供によるもの)>
 - ・ 単価については、国が定める額(予防給付)を下回る額を個別の額として定めることとし、市町村は、サービス内容、時間、基準等を踏まえ定める。
 - ・ 単価は、月当たりの包括単価、利用1回ごとの出来高のいずれも可能である。

市の基本的な方向性(案)と検討を要する事項

4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、○介護予防・生活支援サービス事業

項目	総合事業の概要(ガイドラインより)	市の基本的な方向性(案)	市が検討を要する事項
<p>4 介護予防 支援事業 (ケアマネジメント事業)</p>	<p>(1)要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。 (参考資料①:p48、49、51、69)</p> <p>【参考】介護予防ケアマネジメントの考え方(参考資料①p69より)</p> <p>(目的) ○ 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。</p> <p>(考え方) ○ 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、<u>高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。</u> ○ 地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状態となっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、<u>高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要となる。</u> ○ 新しい総合事業においては、<u>高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。</u> ○ このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなる。 ○ 総合事業の介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するものとして行うものであり、その介護予防ケアマネジメントの支援の一つとして、地域ケア会議の活用が考えられる。</p>	<p>①総合事業の対象となる要支援相当の高齢者のケアマネジメントは、原則として地域包括支援センターが行う。</p>	<p>論点4</p> <p>自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを確保するために必要なものは何か。</p> <p>検討事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成者の質の向上 ・地域ケア会議を活用した多職種連携による個別プラン検討会

市の基本的な方向性(案)と検討を要する事項

5 包括的支援事業のうち、○生活支援体制整備事業

項目	総合事業の概要(ガイドラインより)	市の基本的な方向性(案)	市が検討を要する事項
<p style="text-align: center;">5 生活支援体制 整備事業</p>	<p>(1)生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。 (参考資料①:p44、45)</p> <p>(2)協議体とは、地域支え合い推進員と生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークである。 (参考資料①:p43、44、45、46、65)</p>	<p>①「地域支え合い推進員」と「協議体」が協力しながら、順次以下の取組を総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の状況の把握 ・関係者のネットワーク化 ・生活支援の担い手の養成など <p>※地域支え合い推進員 第1層(岡山市全域) →平成27年4月より配置</p> <p>※協議体 第1層(岡山市全域) →平成27年9月に設置予定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> <p>論点5</p> </div> <p>互助も含めた多様な生活支援サービスが必要と考えるが、それを支える担い手を増やすためにはどうすべきか。</p> <p>検討事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等への啓発の在り方 ・担い手の育成 ・住民ボランティアとNPO、事業所等との協働 ・ボランティアポイント制の導入

介護保険制度の全体像

<現行>

介護保険制度

<H29.4 見直し後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5) 27,525人※認定者数
<502.4億円>

予防給付 (要支援1~2) 訪問看護、福祉用具等
11,001人※認定者数
<31.2億円>

訪問介護、通所介護

介護予防事業 <5.7億円>
又は**介護予防・日常生活支援総合事業** **論点2**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業 <14.2億円>

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5) 28,994人※認定者数
<544.5億円>

予防給付 (要支援1~2) 13,145人※認定者数
<25.1億円>

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 **論点1**
(要支援1~2、それ以外の者) <16.5億円>

- **介護予防・生活支援サービス事業**
 - ・ 訪問型サービス **論点3**
 - ・ 通所型サービス
- ・ 生活支援サービス(配食等)
- ・ **介護予防支援事業(ケアマネジメント)** **論点4**
- **一般介護予防事業**

包括的支援事業 <15.0億円>

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援サービスの体制整備** (コーディネーターの配置、協議体の設置等) **論点5**

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業